

令和6年12月3日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長代行 加納 康至
(公印省略)

令和6年度診療報酬改定に伴う「外来感染対策向上加算」届出直しについて
(再周知)

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題に関しましては、令和6年10月3日付本会名文書「感染症法に基づく医療措置協定の締結手続きに関して（年内の指定には12月15日までの手続き完了をお願いします）」および本会発行「社会保険通報」第931号（6.11.30）4～5ページ等にてご連絡申し上げたところでございますが、今般改めて、下記のとおりご連絡申し上げます。

つきましては、本件につきご了解いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

「外来感染対策向上加算」施設基準 経過措置・届出直しについて

令和6年6月（令和6年度）診療報酬改定により、「外来感染対策向上加算」の施設基準に下記の項目が追加されております。

- | |
|--|
| <p>①都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（発熱外来に係る措置を講ずる医療機関に限る。）であること。</p> <p>②当該保険医療機関の外来において、<u>受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。</u></p> |
|--|

- ・ 令和6年3月31日現在において現に「外来感染対策向上加算」の届出を行っていた医療機関（令和6年2月末までに届出を行い、令和6年3月1日より算定開始されている医療機関）については、令和6年12月31日まで経過措置がありますが、
- ・ 令和7年1月以降も「外来感染対策向上加算」を算定する場合には、令和6年5月（令和6年6月1日付届出受理）から令和6年12月（令和7年1月1日付届出受理）の間に、
- ・ 上記①②の新たに追加された施設基準項目の要件を満たした上で（①大阪府と医療措置協定を締結していること、②発熱患者の受入体制を有していること）、
- ・ 近畿厚生局指導監査課あて所定の届出直し書類を郵送する必要があります（令和7年1月6日までに必着（月初め開庁日））。

- ・「施設基準の届出受理状況（全体）（届出受理医療機関名簿）」（大阪府／PDF ファイル）は、近畿厚生局のホームページに掲載されています。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html

「外来感染対策向上加算」の届出を行っている医療機関は、算定開始年月日が「令和6年6月1日」以降の日付になっているかご確認ください。

「令和6年6月1日」以降の日付であれば届出直しは不要です。

「令和6年6月1日」以前の日付であれば届出直しが必要です。



医療措置協定について（上記①）

- ・医療措置協定を未締結の場合は、大阪府ホームページをご参照の上、令和6年12月15日までに関係資料を大阪府へご提出ください。（協定締結日：12月27日付）

大阪府ホームページ「新型インフルエンザ等感染症等にかかる医療措置協定について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/iryosoti.html>



- ・また、令和6年6月1日以降に届出を行った医療機関であっても、大阪府と医療措置協定の締結を行っているかどうか、再度ご確認くださいませよう願いたします。
上記サイトに医療措置協定の締結を行った医療機関が掲載されています。

発熱患者等の受入れ体制について（上記②）

- ・届出直し書類「様式1の4」下欄、「記載上の注意」（1、2、4）に示される添付書類について、届出直しの医療機関については、今回の要件に追加された「4…発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書」のみ必要です（標準予防策を示す書類は不要）。（以下文例を参考にして作成）

文例（参考）

1. 時間分離

- ・発熱患者には、来院前に電話連絡を求めて来院時間を指定、事前に受診体制を準備する。
- ・発熱患者が多数来院する際は、その他患者と異なる診療時間帯を設けるなど、重症化リスクの高い定期通院患者への感染リスクを下げる方策をとる。

2. 空間分離

- ・自家用車で来院した場合には、自家用車内で待機してもらう。
- ・発熱患者は受付後、隔離スペース（パーテーションによる簡易な分離等）へ誘導する（来院時にはサージカルマスクを着用してもらう）。
- ・発熱患者とその他の患者で、異なる診察スペースを使用する。
- ・発熱患者が多数来院する等、診療所内で隔離スペースや発熱患者用診察スペースの設置が困難な場合は、駐車場など屋外に、待合スペースや検体採取スペース、診察室スペースを設置する（プライバシーに配慮）。

- ・届出直し書類「様式1の4」「4 発熱患者等への対応」「受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ」については、令和7年4月12日付厚生労働省医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その2）」問7により、「当該保険医療機関のホームページにより公表することが想定されるが、例えば、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌に掲載されている場合等においては、別に当該保険医療機関のホームページで公表を行う必要はない。」とされております。
- ・近畿厚生局および日本医師会に照会いたしましたところ、大阪府ホームページ「新型インフルエンザ等感染症等にかかる医療措置協定について」に掲げる医療機関リスト（「発熱外来」に○）については、同ホームページには該当しない旨、確認いたしました。
- ・大阪府ホームページには、令和6年3月末時点の「外来対応医療機関」一覧が掲載されておりますが、現時点の発熱外来医療機関リスト（府内全域）は存在いたしません。
- ・つきましては、本会として、特にかかりつけ医を有さない府民が、安心して地域の医療機関を受診できるよう、発熱外来を実施する医療機関情報を集約し、ホームページに掲載することといたしました。
- ・下記 URL、QR コードからアクセスする「発熱患者等の受入れ体制に関するアンケート」フォームを設けました。本回答フォームにご回答いただいた医療機関におかれましては、「平時から受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受け入れを行っている」とし、本会ホームページで公表いたします（ホームページは原則月1回の頻度で更新予定）。当該公表医療機関におかれましては、届出直し書類「様式1の4」「4 発熱患者等への対応」「受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ」について、「大阪府医師会ホームページ」と記載いただくことが可能です。「外来感染対策向上加算」について、これから届出をされる医療機関、また既に届出をされている医療機関におかれましても、下記フォームからご回答いただければ幸甚と存じます。

「発熱患者等の受入れ体制に関するアンケート」
（大阪府医師会ホームページにて公表）

●専用回答フォーム

（アクセスが集中し一時的に閲覧が難しい場合は、
時間をおいてからアプローチをお願いします）

<https://forms.gle/DtEGFRvUEfBEfDUq8>



近畿厚生局指導監査課あて所定の届出直し書類の郵送について

○提出書類は以下のとおりです。

- ・様式：別添 7
- ・様式：様式 1 の 4
- ・医療機関毎で作成：発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書

○届出方法

- ・施設基準の届出は正本 1 通を郵送する。
- ・「届出書」の開設者の押印は不要。施設基準ごとに作成する。
- ・保険医療機関において、提出した「届出書」の写し（副本）を保管する。

○提出期限

- ・令和 7 年 1 月 6 日（月）必着

○提出先・問い合わせ先

近畿厚生局指導監査課 施設基準グループ

〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1 丁目 1 番 22 号 大江ビル 8 階

電話 06-7663-7663

大阪府医師会 担当事務局：

- ・「外来感染対策向上加算」近畿厚生局への届出
→ 保険医療課（電話 06-6763-7001）
- ・「医療措置協定」大阪府への申請、
- ・「発熱患者等の受入れ医療機関リスト」大阪府医師会ホームページへの掲載
→ 地域医療 1 課（電話 06-6763-7012）

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届 出 番 号	(外来感染) 第 号
------------------------	--	---------	---------------

連絡先 担当者氏名： 電 話 番 号：

(届出事項)

[外来感染対策向上加算] の施設基準に係る届出

- ☐ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☐ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

近畿厚生局長 殿

- 備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
- 2 ☐ には、適合する場合「レ」を記入すること。
- 3 届出書は、1通提出のこと。

外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類

1 院内感染管理者

氏 名	職 種

2 抗菌薬適正使用のための方策

3 連携保険医療機関名又は地域の医師会

医療機関名	開設者名	所在地

4 発熱患者等への対応

外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有している	☐
受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ： （ ）	

5 新興感染症の発生・まん延時の対応

感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 2 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）を締結している	☐
上記について公表されている自治体のホームページ： （ ）	

[記載上の注意]

- 1 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- 2 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- 3 「2」は、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 4 標準予防策及び発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 5 「3」は、連携する感染対策向上加算 1 の医療機関名又は地域の医師会名を記載すること。